

住んでいない・使っていない

空き家はありますか？

日光市空き家バンクの紹介

くわしくは

建築住宅課

住環境係

☎0288(2)5164

●空き家バンクとは

市内に所有する空き家や空き店舗を
売買や賃貸で活用したい方から提供さ
れた情報を、ウェブサイトなどに掲載
し、移住や二地域居住などで市内に空
き家を探す方へ紹介するシステムです。
今まで成約になった物件は約70件あ
り、累計約230名の方が利用者登録
の制度を利用し、市内の物件を探して
います。市内の空き家・空き店舗を一
軒でも多く利用希望者に活用してもら
うことで、地域を元気にしていきたいま
せんか？

●物件を登録するには

①空き家バンク物件登録申込書・物件
登録カードを建築住宅課へ提出して
ください

②市が登記状況や建築確認書類を調査
します

※申請時に登記簿の登録が済んでい
ることが条件です

③所有者と市職員立会いのもと、不動
産事業者が現地調査(物件調査)を行

います

※調査や登録は無料です。調査結果

によっては、登録できないことも

あります

④希望価格や条件を設定して登録完了

です

※物件成約時には法定の仲介手数料

が発生します。交渉や契約は市内

の協力不動産事業者が行います

空き家バンクリフォーム補助金

市外在住者が、日光市空き家バ
ンク登録の空き家を購入し、市内
業者を利用してリフォーム工事実
施後に転入する場合、工事費の2
分の1以内(上限50万円)を補助し
ます。

空き家売買契約前1年の間に日
光市に住民登録がないこと、転居
前に行う該当物件へのリフォーム
工事であること、該当物件に10年
以上居住するなど、要件がありま
すのでお問い合わせください。



日光市 空き家バンク
The vacant room bank in Nikko

▼ 建築住宅課ホームページ
<https://www.city.nikko.lg.jp/kenchiku/gyousei/soshiki/kensetsu/kenchiku.html>



皆さんが安心してボランティアを行うための

市民ボランティア 活動補償制度

くわしくは 地域振興課 市民協働推進係
☎0288-21-5147

市民の皆さんが安心してボランティア活動を行えるよう、活動中の事故によるけがなどを補償する制度があります。

補償の種類および補償額

◎傷害補償(表1参照)

ボランティア活動中にけがなどをした場合

◎賠償責任補償(表2参照)

ボランティア活動中に活動者の過失により、けがを負わせた、または物を壊してしまったなどの賠償責任を負った場合

対象となる方

市内に活動の拠点を有する市民団体が行うボランティア活動の参加者(市外在住の方も対象になります)。
※市民団体とは…自治会やNPO法人などの市民で構成される団体

対象となる活動

- ①社会教育活動(レクリエーション活動など)
 - ②青少年育成活動(非行防止パトロールなど)
 - ③社会福祉活動・社会奉仕活動(高齢者や障がい者などの介護・支援など)
 - ④地域社会活動(自治会活動、防犯活動など)
 - ⑤その他これらに類する自発的に行う活動で無報酬(交通費などの実費の支給を除く)のもの
- ※保険の約款に基づき、対象とならない場合があります

表1：傷害補償

| 種類 | 支払い事由 | 補償限度額 |
|------|-----------------------------|------------------------|
| 死亡 | 活動中の事故が原因で180日以内に死亡したとき | 300万円 |
| 後遺障害 | 活動中の事故が原因で180日以内に後遺障害が生じたとき | 9万~300万円 |
| 入院 | ボランティア活動中の事故により、入院したとき | 1日3,000円 (180日まで) |
| 手術 | 入院補償が適用され、かつ治療のために手術を受けたとき | 入院補償の日額に保険約款で定める率を乗じた額 |
| 通院 | ボランティア活動中の事故により、通院したとき | 1日2,000円 (90日まで) |

表2：賠償責任補償

| 種類 | 支払い事由 | 補償限度額 |
|-------|-----------------------------------------------------|---------------------------------|
| 身体賠償 | 他人の身体に損害を与え、損害賠償責任を負ったとき | 1人につき1億円 1事故につき2億円 |
| 財物賠償 | 他人の財物に損害を与え、損害賠償責任を負ったとき | 1事故につき500万円 |
| 保管物賠償 | 他人からの預かり品または管理している物を滅失、き損、汚損などにより損害を与え、損害賠償責任を負ったとき | 1事故につき300万円 (補償期間中1,000万円まで) |

※賠償金のうち5,000円を超えた分が対象

補償を受けるためには

補償を受けようとする団体は、事前に市へ登録する必要があります(自治会、NPO法人、市民活動支援センター登録団体を除く)。

※登録には、年間予定がわかるもの(総会資料など)や会則などが必要です
※登録時に各団体が保険料を支払う必要はありません

事故が起きてしまったら

速やかに地域振興課へ連絡し、事故の状況を伝えてください。

後日、事故報告書の提出が必要になります(当日の活動の詳細がわかるものや事業計画がわかるもの、当日の参加者名簿などもあわせて必要です)。

事前の準備や計画をしっかりと立ててボランティア活動を行うことが、事故の防止につながります。